

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 10    | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宇土市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 予防接種に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。</p> <p>①各種予防接種の案内<br/>定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳を入手し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>②予防接種履歴の管理<br/>各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、健康管理システムに登録し、管理する。</p> <p>③予防接種による健康被害救済給付<br/>予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。</p> |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム(予防接種)、標準準拠システム(健康管理)<br>中間サーバ、団体内統合宛名システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 予防接種ファイル                 |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法別表14の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | <情報提供><br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項<br><br><情報照会><br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康福祉部健康づくり課   |
| ②所属長の役職名                 | 健康づくり課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| —                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 宇土市健康福祉部健康づくり課<br>〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51<br>電話0964-27-4428   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 宇土市健康福祉部健康づくり課<br>〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51<br>電話0964-27-4428   |

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年3月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年3月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>      |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span> |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 住所を含む3情報の一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制を作っているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。 |   |

| 9. 監査                |  |
|----------------------|--|
| 実施の有無                | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発     |  |
| 従業員に対する教育・啓発         | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない<br><input type="checkbox"/> 十分に行っていない   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 |  |
|                      | <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策     | <input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>   |
|                      | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】         | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない<br><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない<br><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない  |
| 判断の根拠                | 住所を含む3情報の一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制を作っているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。   |

